

4 所得の申告をお願いします

問 税務課(役場1階) ☎823-9204 FAX.823-9627

国民健康保険の加入者やその世帯主のうち、前年所得がわからない人を対象に「国民健康保険税賦課に関する所得調査について」という調査票を6月上旬に送付します。調査票が届いた人は6月末までに必ず申告してください。

- ※世帯主本人が国民健康保険に加入していなくても、世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主の所得申告が必要です。
- ※無収入の人や税法上の被扶養者であっても申告は必要です。

所得のない人(給与・アルバイト収入が年間55万円以下の人を含む)は、同封の調査票に記入のうえ、個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)と身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、給与収入がある場合は令和4年中の収入額が分かるもの(源泉徴収票など)の写しを添付し、返送してください。

所得のある人(給与・アルバイト収入が年間55万円を超える人など)は、次のものを持って税務課で申告してください。

- 令和4年中の収入額が分かるもの(源泉徴収票など)
- 社会保険料控除や生命保険料控除を受ける場合は、その控除証明書
- 個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)と身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

申告がない場合は、保険税の軽減対象になる世帯でも軽減されず、保険税が高いままとなる場合があります。また、医療費を多く支払ったときに支給される高額療養費についても、上位所得者と判定され、支給額が大幅に減少する場合がありますので、必ず申告してください。

5 児童手当等の所得上限限度額を超えて、受給資格が消滅した人へ

問 こども課(役場1階) ☎823-9227 FAX.823-9627

令和4年10月支給分から、児童を養育している人の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

児童手当等が支給されなくなったあとに、所得額が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要です。

住民税課税通知書などにより、所得上限限度額を下回ることとなった事実を知った日の翌日から15日以内に提出してください。申請が遅れた場合は、認定請求した月の翌月分からの支給となります。

- 手続きに必要なもの** 申請者の健康保険証、申請者名義の預金口座の通帳など、申請者および配偶者のマイナンバーが分かるもの

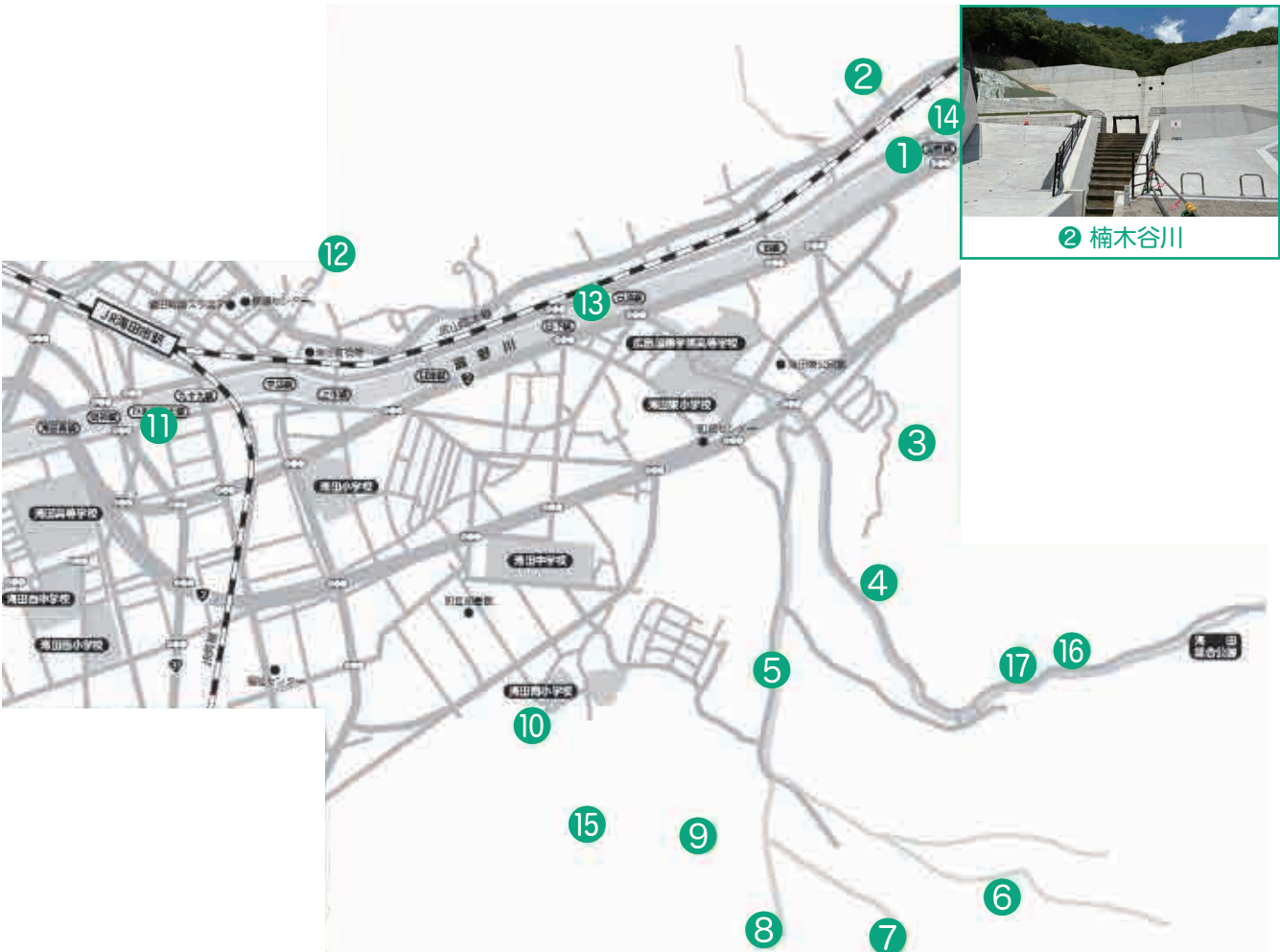
扶養親族 の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

- ・所得が①未満の場合
→児童手当を支給
 - ・所得が①以上②未満の場合
→特例給付を支給
 - ・所得が②以上の場合
→特例給付は支給されません
- ※「収入額の目安」は、あくまで目安です。審査の際には、給与所得控除や医療費控除、小規模企業共済等掛金控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。

6 災害復旧事業の進捗状況

問 建設課(役場2階) ☎823-9209 FAX.823-9203

平成30年7月豪雨災害により被害を受けた地域の復旧事業の進捗状況です。
今後も本復旧の早期完了に取り組みます。



箇所 番号	箇所名	事業者	進捗率			完了予定	コメント
			0%	50%	100%		
1	町道2号線	町				完了	
2	楠木谷川	県				R5年度	
3	東唐谷川	県				完了	
4	唐谷川(下流)	県・町				完了	
5	三迫川	県・町				完了	
6	三迫川左支川	県				完了	
7	西ノ谷川支川	県・町				完了	
8	西ノ谷川	県・町				完了	砂防えん堤整備に向けて、調査業務を実施中です。
9	明飛川	町				完了	砂防えん堤整備に向けて、調査業務を実施中です。
10	南幸川・南幸町	県				完了	
11	瀬野川左岸	県				完了	
12	奥之谷川	県				完了	
13	瀬野川	県				完了	石原橋付近の護岸の復旧が含まれています。
14	瀬野川	県				完了	国信橋から上流側の土砂を撤去しました。
15	串掛林道	町				完了	
16	栃木橋	町				完了	
17	唐谷川(上流)	県・町				完了	

※国の補助金を活用した災害復旧工事について記載しています。(町施工分については完了しています)

※4月末時点